



大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づき

4月より古紙・衣類の持ち去り行為や持ち去られた古紙等の譲受け行為を規制!

**大阪市は
平成29年**

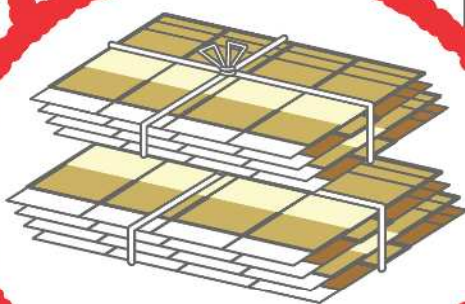
**10月より違反した場合は、5万円以下の
過料が科せられ、氏名等が公表される場合があります。**



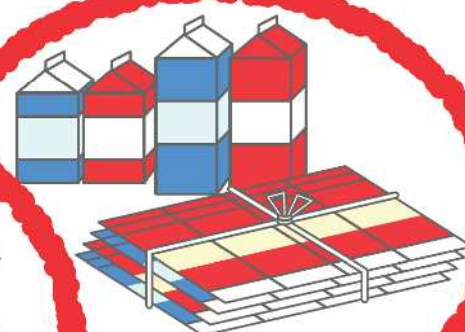
新聞



雑誌



段ボール



紙パック



その他の紙



衣類

古紙・衣類の持ち去り行為!譲受け!は禁止されています!!



持ち去り行為を目撃したらお住まいの地域を担当する各環境事業センターへご連絡ください。
目撃した際には、場所・時間・車両ナンバー等をお知らせください。

各環境事業センターの連絡先など、
詳しくは本市ホームページをご覧ください。

大阪市環境局

大阪市 持ち去り 検索

